

2018年度 事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目 次

重点取組事項

事業団本部.....	1
------------	---

○社会福祉事業

1 老人福祉センター.....	2
2 デイサービス.....	3
3 養護老人ホーム.....	4
4 ヘルパーステーション岡福（訪問介護）.....	5
5 こども発達センター.....	6
6 あずき（放課後等デイサービス）.....	7
7 希望の家（就労移行支援・就労継続支援B型）.....	8
8 のぞみの家（生活介護・就労継続支援B型）.....	9
9 そだちの家.....	10
10 友愛の家.....	10
11 にじの家（生活介護・日中一時支援）.....	11
12 みのりの家（短期入所・日中一時支援）.....	11
13 相談支援事業所（福祉の村）.....	12

○公益事業

1 居宅介護支援事業所.....	13
2 地域包括支援センター.....	14
3 年金者住宅ゆとりの里（有料老人ホーム）.....	15
4 市町村事務受託事業.....	16
5 法人後見事業.....	16
6 福祉人材育成事業.....	16

【重点取組事項】

＜事業団本部＞

ア 地域における公益的な取組み

地域において福祉活動を行う支援団体への助成、低所得者への介護サービス費負担額軽減のための減免及び減額を行う。また、判断能力の不十分な高齢者への支援、介護に興味のある方への講座の実施、地域での環境美化活動などを通じて住民相互のつながりを強化し、地域の災害時に備えた福祉支援体制の構築を行う。

- 新規 支援団体への地域福祉活動助成金の実施
- 継続 介護サービス利用料の減免及び減額
- 継続 地域交流のための行事、講座の開催
- 継続 介護職員初任者研修の実施
- 継続 街頭監視活動及び清掃活動の実施：年4回以上実施
- 新規 福祉避難所開設に向けた模擬訓練の実施

イ 福祉の村施設譲渡に向けての取組み

福祉の村の施設譲渡内容を検討・協議し、岡崎市との基礎合意を踏まえた施設運営計画を作成する。

- 継続 定期的な検討・協議、施設運営計画（案）の作成

ウ 働きやすい環境づくりの推進

職員にとって「働きやすい職場」「働きがいのある職場」をつくり、職員の離職率を減らし、雇用創出を図る施策を推進する。また、働きやすい環境整備として職員駐車場確保に向けた取組を行う。

- 新規 募集要件の見直し：2019年度施行
- 新規 駐車場用地取得に向けた取組

エ 会計監査人設置に向けた取組み

社会福祉法の改定により、2019年4月から設置が義務化される会計監査人の候補者に係る選定を行う。

- 新規 会計監査人の候補者選定

オ 地域へ向けた情報発信

事業団が設立30周年を迎え、住民の地域コミュニティのネットワークづくりの役割を持った情報発信の中核として周知活動及び地域交流を行う。

- 新規 設立30周年に関連した事業の実施

○社会福祉事業

1. 老人福祉センター

ア 地域福祉活動の推進

地域に住まう高齢者の介護予防に資する交流の場（地域の集会所等で町内会程度を単位とした集まり）を主催する。また、世代を超えた交流や活動の場を提供する。

継続 サロン等の開催：年6回実施

新規 多世代交流イベントの企画及び開催：年3回実施

イ 地域コミュニティの構築

イベントなどの情報発信を行うと共に、地域に出向き、地域特有のニーズに関する情報を収集し、地域に求められる運営推進のための意見交換の場として懇談会を実施する。

継続 事業活動内容の情報発信：月1回実施

継続 町内会等へ出向いての情報発信：年4回実施

新規 運営懇談会の開催：年2回実施

ウ 来館者の満足度向上を目指した運営

来館者へのサービスの質の向上を念頭に置き、老福職員の接客技術の見直し及び人材の育成を行う。副館長を中心に、評価・企画・実施・振返りを行い、顧客満足度の向上に向けた取組を組織的に行う。

継続 副館長の研修履修及び内部研修：各年1回実施

継続 接客向上に向けたミーティング

(接客技術の評価・分析・改善策の検討)：月1回実施

2. デイサービス

ア 職員育成体制の確立

OJT（企業内教育）計画による、育成指標表を活用した育成指導の実施。

継続 生活相談員による育成指標表を使用した兼務生活相談員の育成指導表の実施

新規 兼務生活相談員による介護員の育成指標表の作成

イ 非正規職員の育成

非正規職員の外部研修などへの参加機会の増設。

継続 嘱託職員の外部研修：年2回実施

ウ 今後の利用者ニーズに対応するために設備等を改善する

対象利用者像の変化に対応できるようにするために改善提案を行う。

新規 改善に向けた具体案の作成：2018年9月末まで

エ 自立支援を軸としたサービス提供の実施

拠点毎の地域性・利用者像・ニーズの違い等を分析して、独自の各サービス（リハビリ特化型、選択型レクリエーション等）を検討し実施を目指す。

継続 機能訓練の充実：栄養・口腔の加算の算定

新規 短期強化型通所サービスの実施（中央）：2018年4月～

オ 家族への支援の推進

介護を必要とする利用者様を抱えている家族への支援を行う。

継続 家族に向けたイベントの開催：年2回以上実施

3. 養護老人ホーム

ア 社会復帰に向けた支援の推進

個別支援計画に基づいた外出支援（地域を知るための清掃ボランティアを兼ねた散歩など）や介護予防プログラムを充実させ、自立につながる支援を推進する。

- 継続 清掃ボランティアなどの地域貢献：年6回以上実施
- 継続 買い物などの外出支援：年8回以上実施
- 継続 料理教室の開催：年5回実施
- 新規 介護予防プログラムの充実：体力測定年2回以上実施

イ 生活支援への取組

入所者の心身機能の低下を予防し、安全な暮らしを支えるための介護サービスの充実に向けた入所者の個別支援計画の充実を図る。

- 新規 施設ケアマネジャーの外部研修の参加：年1回以上
- 新規 入所者の個別支援計画の充実

ウ 入所者の満足度を向上させるための取組

野菜や花を育て、土と親しむことにより、体力づくりと情緒の安定を図りつつ、収穫の喜びを分かち合い、生活の中に生きがいを持つことができる取り組みを推進する。また、ホームページなどを媒体とした地域へ向けての発信を進めることにより、農業指導ボランティアの実施指導を進める仕組みづくりを構築する。

- 継続 行事等の掲載：年24回実施
- 継続 収穫祭：年6回以上実施
- 新規 農業指導ボランティアによる実施指導

4. ヘルパーステーション岡福（訪問介護）

ア 登録ヘルパーの人材確保

利用者のニーズに対応できるようヘルパーの募集は随時行い、継続してヘルパーの確保に努める。

新規 登録ヘルパー数：2018年11月までに5人増

イ 多様な年代に対応できる人材の育成

多様な利用者の様々なニーズに応え、地域に信頼されるヘルパー派遣を行うため、乳幼児から高齢者、また重度心身障がい者や強度行動障がいの利用者にも幅広く対応できる人材を育成する。

継続 研修会の開催：月1回実施（全ヘルパー対象）

：障がいの専門家による研修会の開催（年2回）

（内容：接遇・法令順守・食事、入浴、排泄介助などの介護技術）

新規 障がい者福祉の専門家による研修会の開催：年2回実施

5. こども発達センター

(1)こども発達支援センター（児童発達支援・保育所等訪問・相談支援事業所）

ア 親子通所・単独通所の協働意識の強化

利用児及び保護者が安心して利用できるよう、職員の協働意識の強化を図り、より良い事業運営に努める。

継続 互いの事業内容の理解と協働意識強化
(単独・親子間の職員交流研修10日間以上)

イ 職員研修の充実・他事業所の見学の実施

外部研修や他事業所を訪問し、児童発達支援事業の支援内容の充実を図る。

新規 外部研修10回以上(親子・単独それぞれ5回以上)

新規 他事業所の見学 3ヶ所以上

ウ 保育所等訪問支援の適正利用の促進

こども発達支援センター（めばえ・わかば）から地域園へ就園した児や、保育後療育「つばさ」、並行通園「こだま」の前期終了後必要と思われる児に、本事業の利用をお勧めする。心理士が移行児訪問や園訪問に伺うことで、必要性の判断を行う。

継続 訪問件数：97件

エ 保育後療育「つばさ」、並行通園「こだま」の実施

こども発達支援センター（めばえ・わかば）から地域園へ就園した児が、園生活に適応し円滑に過ごすことができるよう、小集団でのグループ療育を行う。また、個別相談や保護者同士の交流により保護者の不安軽減を図る。

継続 「つばさ」前期11、後期10クラス(定員各5~6名)開設

新規 「こだま」月火木金土(定員各10名)開設：2018年4月~

オ 児童支援利用計画の作成件数増加

本人・家族のニーズ(サービス・関係機関の調整など)を具体化するための児童支援利用計画の件数増加に取り組む。

継続 児童支援利用計画：新規(月17件)、継続(月33件)

カ 相談支援の強化

障がい福祉サービスの紹介や調整、その他の相談(金銭管理・就職活動・対人関係など)、権利擁護などの支援を行う。特に、より地域に密着した支援を目指し、訪問件数の増加に重点を置く。

継続 相談件数、毎月130件(うち訪問件数、毎月25件)

(2)こども発達センター（支援業務）

ア 有料施設貸出の実施

2019年2月より実施する有料施設の貸出に向け、スムーズに開始できるよう、規則や予約管理、受付業務などを構築する。

新規 有料施設貸出マニュアルの作成：2018年12月までに実施

新規 施設予約システム取扱い施設への研修：全職員1回以上実施

6. あずき（放課後等デイサービス）

ア 稼働率向上への取組

利用者の個々の特性に合った関わりを実施し、成長に繋がる支援を目指していく。

新規 稼働率向上に向けた取り組み：平均稼働率95%

イ サービスの質の向上

保護者へのフィードバックを強化して、子どもの成長や課題を丁寧に伝えていく。言葉だけではなく、タブレットを使って支援内容を可視化し、透明性を持たせる。

新規 タブレットでのフィードバックの実施：2018年6月～

ウ 職員の資質向上

外部研修への参加による知識、技術の向上を図る。他事業所へ研修に行き、自施設に活かせる事を学び、支援に反映していく。

新規 外部・他事業所研修（常勤職員）：年4回実施

7. 希望の家（就労移行支援・就労継続支援 B 型）

ア 新規利用者獲得への取り組み

特別支援学校に出向き、一般就労に必要なマナーや習慣が身につく訓練内容や利用者個々の特性に合わせた取組など、自事業所の PR 活動を行い新規利用者獲得へ向けた取組を行う。

継続 特別支援学校へ訪問：年12回以上

イ 工賃向上への取組

工賃をもとに基本報酬が決まることとなり、今まで以上に取引先との関係を強化し、新規受注を開拓することで工賃の向上を図り、利用者の満足度及び勤労意欲を高める。

新規 年間工賃額の向上：940万円以上

ウ 今後の事業実施についての検討（就労移行支援）

収入と稼働率が伸びない状況において、今後就労移行支援をどのように運営していくべきか検討する。また、4月から新規創設される就労定着支援の実施が可能か、他事業所の状況について情報収集・分析を行い検討する。

新規 今後の事業実施の検討：2018年10月までに方向性を示す

8. のぞみの家（生活介護・就労継続支援 B 型）

ア 稼働率向上への取組

利用者の主体性（作業意識、通所意識）を育て、安定して施設へ通えるように支援する。個別支援計画利用者への支援の充実、保護者を含め信頼関係を構築する。

新規 特別支援学校等からの実習生の受入：各事業所2人以上

継続 稼働率向上に向けた取り組み：各事業所稼働率99%以上

イ 工賃向上への取組（就労継続支援 B 型）

工賃をもとに基本報酬が決まることとなり、ハラペーニョを含めた自主製品による工賃向上への取り組みを今まで以上に強化する。利用者への有効な支援として、施設外就労を充実させる。

新規 自主製品による周知活動及び販路拡大：年3回

新規 施設外就労の取り組み：年200日以上

継続 年間工賃額の向上：800万円以上

ウ 職員研修の充実・他事業所の見学の実施（生活介護）

研修計画を作成し、計画的に外部研修への参加や他事業所を訪問する。また、送迎サービスの検討をして生活介護事業の活動の充実を図る。発達障がいや困難なケースに対応できる職員の育成やチームワークの構築。

新規 職員の育成：ヒヤリハット30件以上、検討をその都度実施

新規 通所方法としての送迎の検討：2018年10月までに方向性を決める

継続 外部研修3回以上、他施設訪問3ヶ所以上

9. そだちの家

ア 稼働率向上への取り組み

特別支援学校及び相談支援事業所と連携を強化する。通所手段のない利用者には、効率的な送迎を行い利便性を高める。また、長期欠席者に対し定期的な連絡を取り出席を促すことで稼働率の向上を図る。年度当初の新規利用の見込みが無く、現在の利用者の通所を促し、新規利用者獲得に継続して力を入れる。

新規 通所方法としての送迎の検討：2018年10月までに方向性を決める
継続 稼働率向上に向けた取り組み：平均稼働率97%以上

イ 職員の資質の向上

研修計画を作成し、計画的に外部施設の訪問を実施し、支援者としての役割、知識、技術の向上を図るとともに、セーフティネットとしての役割が担えるよう人材育成に努める。

継続 外部研修：7回以上
継続 内部研修：3回以上
新規 外部施設訪問：2施設以上

10. 友愛の家

ア (新) 友愛の家周知の拡大

相談支援事業所や各事業所、特別支援学校などの関係機関へ事業の周知を図り、認知度を高める。

新規 関係機関の訪問件数：年間100回以上実施

イ 施設内連携の確立

(新) 友愛の家は多種にわたる事務所が入るため、維持管理の観点も踏まえて施設関係者での調整会議を定期的開催し、スムーズな事業管理を行う。

新規 調整会議開催回数：2カ月に1回(年6回)の開催

1 1. にじの家（生活介護・日中一時支援）

ア リハビリを含めた個別支援の充実

利用者を中心とした各関係機関との連携を強化し、家庭や事業所間で連続性のある個別支援を提供する。

- 新規 各事業所サービス管理責任者レベルでの協議：年2回実施
- 新規 施設間交流：年1回以上
- 新規 担当相談支援事業所との連携：年2回実施
- 新規 サービス管理責任者による個別支援計画実施確認：年6回実施

イ 職員の腰痛予防対策

職員が利用者を安全に、安心して介助ができるような環境を構築する。

- 新規 福祉機器導入に向けた検討チームの発足
- 新規 施設サービス課衛生委員会、腰痛予防グループとの連携
- 継続 腰痛予防ストレッチング：毎日1回実施（午前、午後各1回）

ウ 職員の資質向上

重度医療的ケアの必要な利用者が安全に過ごせるよう、看護職員を必要数配置するとともに、医療との連携や看護技術の適切な標準化を図る。

- 新規 主治医及び嘱託医との連携：年1回以上
- 新規 医療的ケア手順書見直し：年1回実施
- 新規 医療機器勉強会：年1回以上
- 新規 看護師会議：月1回実施

1 2. みのりの家（短期入所・日中一時支援）

ア 短期入所支援の稼働率目標の達成

短期入所支援のサービス内容を本人、保護者、各関係機関に周知し、スムーズにサービスが利用できるようにする。

- 新規 稼働率の向上に向けた取り組み：平均稼働率99%以上

イ 利用者及び新規登録者の獲得

障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所、特別支援学校など各関係機関を年間計画に基づき訪問し、広報活動を進めながら情報交換をすることで、認知度を上げる。

- 継続 新規登録利用者獲得に向けた広報活動：年間3回以上実施

1 3. 相談支援事業所（福祉の村）

ア サービス等利用計画の作成件数増加

本人・家族のニーズ（サービス・関係機関の調整など）を具体化するためのサービス等利用計画、児童支援利用計画の件数増加に取り組む。

継続 サービス等利用計画：新規（月28件）、継続（月125件）

継続 児童支援利用計画：新規（月25件）、継続（月50件）

イ 相談支援の強化

障がい福祉サービスの紹介や調整、その他の相談（金銭管理・就職活動・対人関係など）、権利擁護などの支援を行う。特に、より地域に密着した支援を目指し、訪問件数の増加に重点を置く。

継続 相談件数、毎月950件（うち訪問件数、毎月250件）

ウ 自殺予防対策事業の強化

心の健康電話相談で、様々な事情や悩みがある方に適切な助言を行うことによって、自殺予防を推進する。特にニーズが高い夜間（17時～20時）の2回線対応を継続し、より多くの相談に対応できるようにする。

新規 相談件数：毎月130件（うち夜間、月70件）

○公益事業

1. 居宅介護支援事業所

ア 安定した事業運営の推進

安定した収入を確保するため、ケアプラン作成数の把握における共通のチェックシートを使用し、統一的管理を行うことでプラン作成業務における業務進捗状況を把握し、ケアプラン作成件数を確保する。

継続 管理者による検討会：月1回実施

イ 特定事業所加算の算定

主任介護支援専門員を置く居宅介護支援事業所として、自事業所だけではなく、地域の介護支援専門員の人材育成を行う。

新規 実務研修の実習生受入：2018年5月～7月

新規 他法人が運営する居宅介護支援事業所と協働し、事例検討会などの研修会を企画し開催する：各事業所で年1回以上実施

ウ マネジメント業務の質の向上

制度改正を含めたケアマネジメント業務の理解を深め、個々のケアマネジメント術の向上を図るため、各居宅介護支援事業所で行う勉強会を企画し実施する。

継続 勉強会の検討（管理者会議：2018年4月～7月）

継続 自事業所で行う勉強会：2018年8月～毎月1回実施

エ 多職種による協働の推進

地域包括ケアシステムの構築に向け、医療機関や地域包括支援センター等の多職種協働を目的とした会議や研修会に参加し、チームケアを意識したマネジメントを行う体系作りを推進する。

継続 多職種との会議や研修会への参加：各職員2回以上

2. 地域包括支援センター

ア 安定した事業運営の推進

地域包括支援センターに求められる「地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築」を進めるための目標を具体化し、計画的に実行していく管理体制を整える。キャリアにあわせた役割りをもち、計画に対する過程を可視化しながら実行する。

継続 業務の可視化を図る行動計画の完成：2018年4月～8月

新規 行動計画の運用：2018年9月～

イ 人材育成の推進

地域包括支援センター職員に求められる、介護保険等制度の理解や会議企画・運営能力など実践的なスキルを、客観的に評価するための指標を2カ年計画で作成する。

新規 プロジェクトチームによる指標の作成：2019年2月まで

ウ 業務の質の向上

包括に配置されている三職種（社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員）の専門知識を活かし、職種ごとに1ヶ年、計3ヶ年で双方向の勉強会を企画・運営し、職員の資質向上を図る。（3ヶ年計画の2年目）

継続 保健師による勉強会の開催：年間1回以上実施

エ 職員の業務推進能力の向上

地域包括支援ネットワークの構築を円滑に進めるための企画力、会議運営能力や、コミュニケーション技術の向上を図る。

継続 会議マネジメント・ファシリテーションに特化した外部講師を招致しての研修（全職員参加）：年1回実施

3. 年金者住宅ゆとりの里（有料老人ホーム）

ア 日常生活の支援の強化

オプションサービスの生活支援で質の高いサービスを実施することで、快適で安心して暮らせる環境を提供する。岡崎ごまんぞく体操を取り入れ、入居者の身体機能低下の防止に努め、健康で生活できるよう支援していく。また、入居者の身体状況に合わせた施設整備を計画的に行う。

継続 独自サービスの充実：年間を通じて実施

イ 新規入居に向けてのPR活動

低料金での入居やオプションサービスについてPR活動を行う。機関誌等への掲載や各老人福祉センターでの行事開催時や包括支援センターに出向き、事業所の紹介や案内など広報活動に力を注いでいく。

継続 入居待機者の確保（25人）：年間を通じて実施

ウ 土地使用賃借期間の満了に伴う岡崎市との協議

有料老人ホームの土地使用賃借の更新に向け、今後の使用方針及び賃借料など協議を行う。

新規 岡崎市との協議：年間を通じて実施

エ 料金体系の検討

入居時の前払いによる預り金の保全措置の義務化に伴う、利用料金体系の検討を行う。

新規 契約書等の見直し：2019年3月まで

4. 市町村事務受託事業

ア 受託予定数の完全実施

収入を維持していくため岡崎市の委託内容に沿い、依頼を全て受託する。

継続 認定調査依頼の受託：年間を通じて実施

5. 法人後見事業

ア 法人後見事業の実施

地域貢献の観点から必要な事業として、市民後見センターとの連携や裁判所の審判に基づく後見業務を行う。

継続 後見業務の継続実施：年間を通じて実施

イ 地域で支える支援体制の構築

法人が行う役割を認識し、公正中立を担保する取り組みを行う。

継続 業務運用委員会：年1回実施

ウ 法人後見事業の啓発及び周知活動

地域での公益的な取り組み活動として、啓発及び周知活動を行う。

継続 啓発及び周知活動の実施

6. 福祉人材育成事業

ア 地域福祉を支える人材の発掘

【高年者センター岡崎・各地域福祉センター・福祉の村】

地域貢献の推進と共に職員の確保、人材の育成を目的として初任者研修を実施する。

継続 介護職員初任者研修の開催：1クール実施

新規 開設3年目として収支バランスの検討を行う

イ 介護に興味を持つ機会の提供

【高年者センター岡崎】

老福の出張サロンと協働し、介護ボランティアの紹介等を行い、興味を持っていただく機会を作る。

新規 出張サロンへの同行：年2回実施

